

【解題】性労働者¹の人権のための試み

ここに訳されたムン・ウンミ²の「強制」から「自発」へのパラダイム転換とその意味——性労働概念の実践的争点‘강제’에서 ‘자발’로의 사고전환과 그 의미——성노동 개념의 실천적 쟁점」は韓国の女性文化理論研究所性労働研究チームが編著した『性労働성노동』(2007) の第2章として収録されている論文である。

女性文化理論研究所の性労働研究チームは、2004年9月23日に施行された「性買売防止法」に反対するリアクションとして現れた性労働者たちのカミングアウトと性労働者運動に触発され立ち上げたグループであり、韓国で初めて性労働者の自治組織を作り性労働者運動を展開している「民主性労働者連帯」³のネットワーク団体として関わりながら性労働研究を行っている。その研究の成果が『性労働』であり、性労働をめぐる従来の議論や認識に問題提起をしそれを変えるために企画された本である。具体的に言えば、性買売を女性に対する暴力や搾取ではなく、労働すなわち「性労働」として捉えることが従来の認識や議論に対して多様な視点が提供できるという。この性労働という概念は、セックス、ジェンダー、セクシュアリティの関係について再考させ、セクシュアリティと労働の関係について考察させる。さらに性労働概念は、従来の人権概念や労働概念、法律、政策、労働運動、女性運動に挑戦し、それの捉え直しも求めるものもある(『性労働』2007)。

本書は、三部構成になっており、第一部は性労働の政治化に関する論文が4本、第二部は各国の性労働関連法を批判的に検討した論文が4本、第三部は韓国の性労働運動の紹介とその方向に関する論文が2本、合計10本の論文が収録されている。より詳細に紹介すると、一部は「性労働に関する命名とその政治性」(キム・キョンミ)、「〈強制〉から〈自発〉へのパラダイム転換とその意味——性労働概念の実践的争点」(ムン・ウンミ)、「セクシュアリティの位階と烙印の問題——トランスセクシュアルたちの性労働について」(パクイ・ウンシル)、「非犯罪化の真実と誤解」(ムン・ヒョナ)であり、第二部は「日本の売春防止法と性労働」(藤目ゆき)、「標的になった街娼——フランスの売春政策と性労働者運動」(イ・ジョンスン)、「売春に対する女性哲学的なアプローチ——ドイツの売春合法化を中心に」(イ・ヒョンジエ)、「性労働に対するオランダのモデル」(ヘジン)、そして第三部は「性労働者たちが性買賣防止法に抵抗する理由」(イ・ヒヨン)、「性労働者闘争は始まった——性労働運動の争点と方向」(コジョン・カピ)である。したがって、この文献は性労働の理論化をめざし、始めた段階にあると言える。また、性労働者たちの当事者運動にも関わらず性買賣に反対し根絶しようとする立場が主流である韓国社会において、本文献の出版は「性労働」という研究分野の地平を広げると期待される。

日本と同様に韓国においても性労働をめぐる議論の中で「自発」と「強制」という二分法、つまり性労働は強制された選択によって行われたのか自発的な選択によって行われたのかという論争は常にあった。性買賣反対・廃止主義者は、「性買賣に従事している女性たちは、自らの選択により性を売っている」という主張に対し、そのような考え方には、女性たちを「性産業に入らざるをえなくする社会的構造を問題化するのではなく性買賣従事女性個人の問題にしてしまう論理」であると批判し、性買賣は女性たちの自発的な選択であると論じる際に、1) 性買賣以外に仕事の選択肢は多様であるか、あるいは性買賣に関する十分な情報を得た上でそれを選択したか、2) 性買賣行為の全般において女性の権利は保障されるか、3) いつでも本人の意思で性買賣をやめることができるかという条件が充足できるか否かを考慮しなければならないと主張した(ウォン・ミヘ 1999: ミン・キョンジャ 1999)。チョン・ミレ

も「自発と強制の二分法を越えて——群山の性買売店舗における火災事件を位置付け直す」という論文(チョン・ミレ 2003)の中で強制と自発の区分は男性の経験と視点から生まれた考え方であり、性買売自体の暴力性は問題にせず、性買売の責任を女性個人に帰するその二分法は被害女性に対する責任論であると批判している。また、「強制」と「自発」の二分法を越えるためにはむしろ性買売は女性に対する暴力と搾取として認識する意識の転換が切実に必要であり、そのためには性買売被害者－サバイバーの視点に立った人権概念が女性主義的に再構成される必要があると述べている。

このような性労働者女性の自発性をめぐる問題提起と論争が再び浮上したのは、ムンも言及しているように、「性買売防止法」制定過程において韓国女性団体連合が2001年11月に最初に請願した「性買売防止法」(2004年3月制定)に規定されている「性買売された者」と「性買売行為者」という概念であった。この二つの用語は、同じく性労働者女性を指すものであり、「性買売された者」は障害者、外国人女性、青少年を含め人身買賣、監禁、強姦、暴行などによる性買賣、つまり強制(奴隸)売春された女性のことを言う。その以外の場合は「性買売行為者」として規定している。すなわち、「性買売行為者」は、同法の定義(2条2項)によると、金品やその他の財産上の利益を授受・約束し性を売る行為をした者となっている。この様な概念が生まれた背景には、最初に請願した法律の目的にも書いてあるように「性買売された者の人権を保護し社会復帰のために支援をする」と同時に「性買売女性の非犯罪化」を目指していたため、性買売女性を性買賣の被害者、即ち「性買売された者」として規定せざるをえなかったという理由があったのである。しかし、このように、すべての性買売女性を法的に救うという意図とは違って結果的に「性買売された者は被害者、救済と保護の対象者」であり、「性買売行為者は自発的性買賣者=処罰の対象者、犯罪者」であるという認識をもたらしたため、後に「性買売された者」は「性買賣被害者」に変えられたのである。

ムンは、本論文で強制と自発を区分する言説、議論の中心には性買賣の現実が存在し、両者の主張する現実はそれ自体異なっていると述べている。しかし、ムンは両者の主張する現実に基づいて強制と自発を区分する二分法、とりわけ自発的性買賣を認定しない立場に対して、性買賣はなくならないし、性買賣を女性のみ、とりわけジェンダー問題のみに限定させることは性買賣の多様な現実を見えなくなると述べている。さらに、性買賣はたとえ自発的であっても搾取的で暴力的な構造の中で行われているため、それを解決するためには性買賣を強制されたものとして全否定し根絶・廃止のみを主張するではなくむしろ性買賣を「自発的選択」すなわち「性労働」として捉えることによって性買賣をめぐる搾取的な現実を暴くこともできるし、改善することもできると述べている。そのほうがはるかに生産的な議論であり当事者にとっても実践的で有用な概念であると主張している。

実は、日本においても同様な議論がある。青山薫は、性買賣を自発的「セックスワーク」と強制的「性奴隸制」を二分し対立させる理論は少なくとも当事者の役には立ってこなかったとし、自発と強制の間に「中間地帯」の確保を提案している。そして、もしも、当事者の役に立ちたいのなら、唯一の正しいものの見方が存在しない以上、性労働の多様で複数の現実を把握するための方法を見つけ、唯一の真実などというものはありえないという限界を意識しながら、性労働者それぞれの個人がおかれ状況の違いを認識し、状況と状況の間をつなぎ、そして、状況をときには間接的にときには直接的に、それを動かす社会構造につなげてみる必要があると述べている(青山 2007)。このような青山の見解は、性労働の現場や現実を一枚岩のように捉えないと述べたムンと意見を共にしているが、当事者にとって有用な性労働の概念や立場の提案は異なっている。それは、青山は自発と強制の間に「中間地帯」の確

保を提案しているのに対し、ムンは性買売を性労働として捉える試みが必要であると提言しているのである。しかし、青山のこのような提言は、とりわけフィールドや当事者に接する方法は、韓国において性労働のフィールドに関わっている研究者や支援活動家に大変な示唆を与えることができると筆者は考える。

ところで、韓国社会で性労働を強制と自発に分ける二分法の根底には、ムンが指摘した「性労働の現実」に対する見解の違い以外にも「性労働者女性の人権」の捉え方の違いもあると筆者は考えている。上述したように性買売根絶・廃止主義者は、暴力的で搾取的な性労働の状況から女性を救うために、法的には彼女らを被害者化し、実際には性労働をやめさせることで性労働者的人権保護を図ろうとした。それに対して、「性買賣防止法」に反対し、性労働は自分たちの生計手段であり、労働であると主張する当事者たちが登場し始めた。彼女らは「生計のために性労働を続けられる権利、安全に働く権利、労働条件や環境が改善できる権利」を要求したが、これは性労働者にとっての人権が、「生存権、健康権、労働権」であることを明確に示したことにはかならない。

筆者の立場もこれに近いものである。性労働を法的に政策的に統制、規制、管理するのではなく、そこで働いている当事者たちの自律に任せることが当事者たちの権利向上につながると筆者は確信する。一例として性労働者が実際に待遇改善に成功した例を挙げよう。「民主性労働者連帯」の調査で、同団体の労組と「民主性産業人連帯」の労組が団体協約を結んだ際に、賃金の配分率が5（性労働者）：5（業者）から6：4にアップしたのが明らかになった。ただ、この労働組合は法外労組ではあったが。

したがって、繰り返しになるが、ムンは性買賣をめぐる議論や言説を「自発」を中心に転換することを、つまり性買賣を性労働として捉え概念化し職業として認定することを提案しているのである。そうすることで、今まで性労働が犯罪であったため隠蔽され、閉鎖的・非公開であった性労働の現場や空間が公開化され外の世界との有機的な疎通をすることで性労働に対する社会的な烙印も共に払拭していくだろう。

(い・りょふあ /お茶の水女子大学大学院人間文化研究科

博士後期課程3年)

掲載決定日：2008（平成20）年12月10日

注

1 筆者は「性買賣」を「性労働」として捉えているため、本稿では基本的に性労働という用語を用いている。ただし、法律用語や引用などは原文そのまま「性買賣」という用語を用いた。

2 ムン・ウンミは、現在韓国のソウル大学の女性学協同課程の博士課程に在学しながら女性文化理論研究所の研究員を勤めている。また、同研究所の性労働研究チームのメンバーでもある。学術誌に掲載された論文としては、「労働資源としてのセクシュアリティ研究：20代のキャンペインガールを中心に 노동자원으로서의 섹슈얼리티 연구:이십대 행사 도우미를 중심으로」誠信女性大学韓国女性研究所『女性研究論叢』第3集（2002）: pp. 213~238、「労働運動の危機と女性労働運動の挑戦——多様なアイデンティティと多様戦略が作り出す可能性 労동운동의 위기와 여성노동운동의 도전—다양한 정체성과 다양한 전략들이 만들어내는 가능성」女性文化理論研究所『女性理論』10号（2004）: pp. 56-77、「まず、性買賣女性を非犯罪化から始めましょう 일단, 성매매여성 비범죄화부터 시작합시다」女性文化理論研究所『女性理論』12号（2005）: pp. 35-49など多数ある。主に労働とセクシュアリティについて研究を行っている。

- 3 「民主性労働者連帶」は筆者のフィールドワークの対象でもあるが、「性買売防止法」制定過程や性労働者運動、「民主性労働者連帶」の調査の詳細は筆者の論文「韓国の性労働の地域に関する調査研究——京畿道の平澤市にある「民主性労働連帶」を中心に」『「魅力のある大学院教育」イニシアティブ〈対話と深化〉の次世代女性リーダーの育成』(2007) : pp. 28~33、『韓国における『性買賣防止法』をめぐる制定運動のジェンダー・ポリティクス』お茶の水女子大学人間文化創成科学研究所『人間文化創成科学論叢』10巻 (2008) : pp. 319~327 を参照。

参考文献

- 青山薫『セックスワーカーとは誰か——移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店、2007年。
- ウォン・ミヘ「私はなぜ性買賣に反対すべきなのか 우리는 왜 성매매를 반대해야 하는가」韓国性暴力相談所編『セクシュアリティ講義』ドンニョク、1999年。
- 韓国女性文化理論研究所性労働研究チーム編『性労働 성 노동』図書出版女性文化理論研究所、2007年。
- チョン・ミレ「自発と強制の二分法を越えて——群山の性買賣店舗における火災事件を位置付け直す 자발과 강제의 이분법을 넘어서—군사 성매매업소 화재 사건」チョン・ヒジン編 + 韓国女性ホットライン連合企画『性暴力を書き直す——客観性、女性運動、人権』ハンウルアカデミ、2003年。
- 민경자「한국 매춘여성운동사」한국 여성의전화연합 기획『한국여성인권운동사』한울아카데미、1999 (ミン・キヨンジャ)『韓国女性人権運動史』韓国女性ホットライン連合(編) 山下英愛訳、明石書店、2004年。